

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村活性化整備対策

【令和3年度予算概算要求額 10,283 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村活性化法に基づき、都道府県又は市町村が策定した**農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大**を図るための活性化計画の実現に向けて、**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（300人〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

- 過疎化の進行等、地域における課題を解決するため、**都道府県や市町村が計画主体**となり、農山漁村における定住促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、**農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定**。
- 活性化計画に定めた目標の達成に向け、**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を交付金により支援します。
・外部人材の受け入れ施設メニューの追加

※下線部は拡充内容

1. 農山漁村定住促進対策型

- 地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、**農山漁村の定住促進を図る目的**で実施するもの。

（例）集出荷・貯蔵・加工施設、低コスト耐候性ハウスなど

2. 農山漁村交流対策型

- 交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、**農山漁村と都市との交流を図る目的**で実施するもの。

（例）農作業の体験施設、廃校を利用した交流施設など

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- **計画主体** 都道府県、市町村
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間（最大5年間）
- **交付率** 1/2等



集出荷・貯蔵・加工施設



農産物直売所



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課（03-3501-0814）